



平成 29 年 1 月 17 日

各 位

会社名 株式会社 ヨ コ オ
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 徳 間 孝 之
(コード番号 6800 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員管理本部長 横 尾 健 司
(TEL 03-3916-3111)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、東京地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起され、係争中となっておりますが、今般、和解の成立により訴訟の解決に至りましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、原告である原田工業株式会社（以下、「原田工業社」といいます。）より、当社グループが製造し国内で販売する一部の車載アンテナ製品が原田工業社の保有する特許権を侵害しているとして、平成 26 年 10 月 28 日付及び平成 27 年 8 月 6 日付（以下、前者を「第 1 訴訟」、後者を「第 2 訴訟」といいます。）で、特許権侵害差止等（当該製品の製造及び販売の中止など）を求めて、東京地方裁判所に訴訟を提起され、第 1 訴訟は平成 28 年 5 月 26 日付で、第 2 訴訟は平成 28 年 11 月 24 日付で当社敗訴の判決が下されておりました。

当社はこれらを不服として、両訴訟とも知的財産高等裁判所に控訴しておりましたが、このたび原田工業社と合意し、和解に至りました。

2. 和解の相手方の概要

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 名 称 | 原田工業株式会社 |
| (2) 所 在 地 | 東京都品川区南大井 6-26-2 大森ベルポート B 館 4F |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 原田 章二 |

3. 和解の内容

本件の和解契約は、当社が原田工業社に対し解決金を支払うこと、第 1 訴訟及び第 2 訴訟に係る特許に関して実施許諾料を支払ったうえでの一部製品の製造・販売の実施許諾が得られること、当社及び原田工業社は第 1 訴訟、第 2 訴訟及びこれらに関係する無効審判請求等の取り下げに同意することを、主な内容としております。

なお、本件の実施許諾対象品の特定については現在当社にて進めているところであり、平成 29 年 3 月中旬を目処に双方確認のうえ、特定を完了することとしております。

4. 業績への影響及び今後の見通し

本件和解内容に対しては、現行品並びに新規品ともに適切な対応を講じており、当期業績への影響は限定的と考えておりますが、影響額が判明し次第速やかに開示いたします。

以 上